

第6回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

株主総会参考書類

- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
承継会社の最終事業年度に係る
計算書類等の内容

事業報告

- 新株予約権等の状況
- 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

株式会社メルカリ

当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://about.mercari.com/>）に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

株主総会参考書類

第1号議案 吸収分割契約承認の件

承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告（平成29年11月20日から平成30年6月30日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度において、当社は、株式会社メルカリの100%子会社として、平成29年11月20日に設立いたしました。

当社は、「信用を創造して、なめらかな社会を創る」をミッションに、テクノロジーとCtoCマーケットプレイスで培った膨大な情報をもとに、新しい「信用」を生み出し、当社のサービスであらゆる金融サービスがコネクต์する世界を目指していきます。

なお、当事業年度の営業損失は889百万円、経常損失は889百万円、当期純損失は890百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、42百万円であります。その主なものは、福岡市に開設した事務所の内装工事の取得費用であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、設立後平成30年3月に新株を発行し、1,000百万円を株式会社メルカリより調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区分	第1期 (平成30年6月期)
経常損失(△)(千円)	△889,199
当期純損失(△)(千円)	△890,712
1株当たり当期純損失(△)(円)	△1,443,523.19
総資産額(千円)	693,876
純資産額(千円)	309,287
1株当たり純資産額(円)	257,739.94

(注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 第1期は、平成29年11月20日から平成30年6月30日までとなっております。

(9) 親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社メルカリであり、同社は当社の株式1,200株(議決権比率100%)を保有しております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

当社は、新たなサービスを開始するため、当社サービスを利用するための加盟店獲得営業や社内外に対する「信用」と「安全」の構築に取り組んで参ります。

一方、それらを実現するための人材確保や社内研修などを行い、当社サービスの拡大を図って参ります。

(11) 主要な事業内容(平成30年6月30日現在)

金融関連事業

(12) 主要な営業所(平成30年6月30日現在)

本社:東京都港区六本木六丁目10番1号

(13) 従業員の状況(平成30年6月30日現在)

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
175名	—

(注) 上記人員には役員、パートタイマー、アルバイト及び派遣社員、業務委託は含まれておりません。

(14) 主要な借入先(平成30年6月30日現在)

該当事項はありません。

貸借対照表（平成30年6月30日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
流 動 資 産	633,815	流 動 負 債	384,588
現金及び預金	610,918	未払金	234,051
前払費用	2,222	未払費用	3,631
その他	20,674	預り金	1,377
固 定 資 産	60,060	未払法人税等	4,437
有形固定資産	40,654	賞与引当金	141,090
建物	14,103	負 債 合 計	384,588
工具、器具及び備品	26,550	（ 純 資 産 の 部 ）	
投資その他の資産	19,405	株 主 資 本	309,287
敷金	19,405	資本金	600,000
		資本剰余金	600,000
		資本準備金	600,000
		利益剰余金	△890,712
		その他利益剰余金	△890,712
		繰越利益剰余金	△890,712
		純 資 産 合 計	309,287
資 産 合 計	693,876	負 債 純 資 産 合 計	693,876

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成29年11月20日から平成30年6月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		—
売上原価		—
売上総利益		—
販売費及び一般管理費		889,200
営業損失		889,200
営業外収益		
受取利息	0	0
経常損失		889,199
税引前当期純損失		889,199
法人税、住民税及び事業税	1,512	1,512
当期純損失		890,712

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成29年11月20日から平成30年6月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当期変動額						
新株の発行	600,000	600,000	600,000	—	—	1,200,000
当期純損失（△）				△890,712	△890,712	△890,712
当期変動額合計	600,000	600,000	600,000	△890,712	△890,712	309,287
平成30年6月30日残高	600,000	600,000	600,000	△890,712	△890,712	309,287

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………主に定額法を採用しております。
なお、耐用年数は次のとおりであります。
建物……………8年～15年
工具、器具及び備品 ……5年～10年

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 ……税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	一株	1,200株	一株	1,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

私は、平成29年11月20日から平成30年6月30日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成30年8月9日

株式会社メルペイ
監査役 福島史之 印

事業報告

新株予約権等の状況

(1) 新株予約権の状況 (平成30年6月30日現在)

名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	1個当たり 払込金額	1株当たり 権利行使価額	新株予約権の 行使可能期間
第1回新株予約権 (平成25年5月7日)	1,385個	普通株式 1,385,000株	無償	1円	平成27年5月8日 ～平成35年5月7日
第3回新株予約権 (平成25年12月27日)	2,495個	普通株式 2,495,000株	無償	20円	平成27年12月28日 ～平成35年12月27日
第4回新株予約権 (平成26年1月31日)	100個	普通株式 100,000株	無償	20円	平成28年2月1日 ～平成36年1月31日
第5回新株予約権 (平成26年8月20日)	169,500個	普通株式 1,695,000株	無償	20円	平成28年8月21日 ～平成36年8月19日
第8回新株予約権 (平成26年12月22日)	196,000個	普通株式 1,960,000株	無償	20円	平成28年12月23日 ～平成36年8月19日
第9回新株予約権 (平成26年12月22日)	75,200個	普通株式 752,000株	無償	20円	平成26年12月22日 ～平成36年12月22日
第10回新株予約権 (平成27年2月14日)	94,400個	普通株式 944,000株	無償	20円	平成29年2月15日 ～平成36年8月19日
第11回新株予約権 (平成27年2月14日)	5,000個	普通株式 50,000株	無償	20円	平成29年2月15日 ～平成36年8月19日
第12回新株予約権 (平成27年6月27日)	154,000個	普通株式 1,540,000株	無償	20円	平成29年6月28日 ～平成37年6月26日
第13回新株予約権 (平成27年6月27日)	67,500個	普通株式 675,000株	無償	20円	平成27年6月27日 ～平成37年6月27日
第14回新株予約権 (平成27年8月22日)	98,100個	普通株式 981,000株	無償	20円	平成29年8月23日 ～平成37年8月21日
第15回新株予約権 (平成27年8月22日)	2,500個	普通株式 25,000株	無償	20円	平成29年8月23日 ～平成36年8月19日
第16回新株予約権 (平成27年11月28日)	21,000個	普通株式 210,000株	無償	24円	平成29年11月29日 ～平成37年11月27日
第18回新株予約権 (平成28年2月13日)	50,150個	普通株式 501,500株	無償	102円	平成30年2月14日 ～平成38年2月12日
第19回新株予約権 (平成28年2月13日)	300個	普通株式 3,000株	無償	102円	平成30年2月14日 ～平成38年2月12日
第20回新株予約権 (平成28年2月13日)	1,000個	普通株式 10,000株	無償	102円	平成28年2月13日 ～平成38年2月13日
第21回新株予約権 (平成28年6月25日)	80,000個	普通株式 800,000株	無償	102円	平成30年6月26日 ～平成38年2月12日
第22回新株予約権 (平成28年6月25日)	52,581個	普通株式 525,810株	無償	102円	平成30年6月26日 ～平成38年2月12日

名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	1個当たり 払込金額	1株当たり 権利行使価額	新株予約権の 行使可能期間
第23回新株予約権 (平成28年6月25日)	10,000個	普通株式 100,000株	無償	102円	平成28年6月25日 ～平成38年6月25日
第24回新株予約権 (平成28年6月25日)	4,000個	普通株式 40,000株	無償	102円	平成30年6月26日 ～平成38年2月12日
第25回新株予約権 (平成28年8月31日)	35,600個	普通株式 356,000株	無償	332円	平成30年9月1日 ～平成38年8月30日
第26回新株予約権 (平成28年8月31日)	24,000個	普通株式 240,000株	無償	332円	平成30年9月1日 ～平成38年8月30日
第27回新株予約権 (平成28年8月31日)	7,000個	普通株式 70,000株	無償	332円	平成28年8月31日 ～平成38年8月31日
第28回新株予約権 (平成28年12月14日)	1,500個	普通株式 15,000株	無償	332円	平成30年12月15日 ～平成38年8月30日
第29回新株予約権 (平成28年12月14日)	9,900個	普通株式 99,000株	無償	332円	平成30年12月15日 ～平成38年8月30日
第30回新株予約権 (平成29年2月24日)	30,756個	普通株式 307,560株	無償	353円	平成31年2月25日 ～平成39年2月23日
第31回新株予約権 (平成29年2月24日)	7,925個	普通株式 79,250株	無償	353円	平成31年2月25日 ～平成39年2月23日
第32回新株予約権 (平成29年2月24日)	11,700個	普通株式 117,000株	無償	353円	平成29年2月24日 ～平成39年2月24日
第33回新株予約権 (平成29年3月11日)	8,000個	普通株式 80,000株	無償	353円	平成31年3月12日 ～平成39年2月23日
第34回新株予約権 (平成29年6月23日)	300,570個	普通株式 3,005,700株	無償	353円	平成31年6月24日 ～平成39年2月23日
第35回新株予約権 (平成29年6月23日)	177,900個	普通株式 1,779,000株	無償	353円	平成31年6月24日 ～平成39年2月23日
第36回新株予約権 (平成29年6月23日)	212,348個	普通株式 2,123,480株	無償	353円	平成29年6月23日 ～平成39年6月23日
第37回新株予約権 (平成29年6月23日)	3,700個	普通株式 37,000株	無償	353円	平成31年6月24日 ～平成39年2月23日
第38回新株予約権 (平成29年11月29日)	1,326,600個	普通株式 1,326,600株	無償	3,000円	平成31年11月30日 ～平成39年11月28日
第39回新株予約権 (平成30年3月13日)	42,500個	普通株式 42,500株	無償	3,000円	平成32年3月14日 ～平成40年3月12日
合計	3,285,210個	普通株式 24,470,400株	—	—	—

(2) 当社取締役及び監査役が保有する新株予約権の状況（平成30年6月30日現在）

① 取締役（社外取締役を除く）の新株予約権の保有状況

名称（発行日）	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
第3回新株予約権 （平成25年12月27日）	1名	900個	普通株式 900,000株
第5回新株予約権 （平成26年8月20日）	1名	50,000個	普通株式 500,000株
第8回新株予約権 （平成26年12月22日）	3名	166,000個	普通株式 1,660,000株
第14回新株予約権 （平成27年8月22日）	1名	40,000個	普通株式 400,000株
第21回新株予約権 （平成28年6月25日）	2名	80,000個	普通株式 800,000株
第22回新株予約権 （平成28年6月25日）	1名	20,000個	普通株式 200,000株
第34回新株予約権 （平成29年6月23日）	2名	180,000個	普通株式 1,800,000株
第35回新株予約権 （平成29年6月23日）	1名	70,000個	普通株式 700,000株
第36回新株予約権 （平成29年6月23日）	1名	160,000個	普通株式 1,600,000株

- (注) 1. 平成26年4月15日開催の取締役会決議により、平成26年4月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
2. 平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 第3回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ③ 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
4. 第5回、第8回、第14回、第21回、第22回、第34回、第35回及び第36回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ③ 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 監査役の新株予約権の保有状況

名称（発行日）	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
第11回新株予約権 (平成27年2月14日)	1名	5,000個	普通株式 50,000株
第15回新株予約権 (平成27年8月22日)	1名	2,500個	普通株式 25,000株
第18回新株予約権 (平成28年2月13日)	1名	600個	普通株式 6,000株
第25回新株予約権 (平成28年8月31日)	1名	300個	普通株式 3,000株
第30回新株予約権 (平成29年2月24日)	1名	150個	普通株式 1,500株
第34回新株予約権 (平成29年6月23日)	1名	300個	普通株式 3,000株
第38回新株予約権 (平成29年11月29日)	1名	750個	普通株式 750株

- (注) 1. 平成26年4月15日開催の取締役会決議により、平成26年4月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
2. 平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 第11回、第15回、第18回、第25回、第30回、第34回及び第38回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ③ 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(3) 当事業年度中に当社使用人等(当社役員を除く)に対し交付した新株予約権の状況

名称（発行日）	交付者数	交付数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
第38回新株予約権 (平成29年11月29日)	570名	1,330,800個	普通株式 1,330,800株
第39回新株予約権 (平成30年3月13日)	14名	42,500個	普通株式 42,500株

- (注) 第38回及び第39回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ③ 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下とおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行います。
- b. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応します。
- c. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行います。
- d. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査します。
- e. 社内の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み(以下「公益通報制度」という。)を構築します。
- f. 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき処罰の対象とします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書(電磁的記録を含む。)は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理します。
- b. 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識したうえで、諸リスクの把握、評価及び管理に努めます。
- b. 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、リスクマネジメント体制の構築を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催します。
- b. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行します。
- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務権限規程及び稟議規程を制定します。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立します。
- b. 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営します。
- c. 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営します。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努めます。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という。)は、ミッション、バリューを共有し、当社グループ内の経営資源を最大限に活用し、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るため、以下の措置を講じます。

- a. 適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保します。
- b. 上記③の損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
- c. 子会社における職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行します。
- d. 当社の内部監査グループは、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての内部監査を行い、監査結果を代表取締役には報告するとともに、監査役及び会計監査人とも共有します。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人(以下、「監査役補助者」という。)を置くことを取締役会に対して求めることができることとします。
 - 監査役補助者は、監査役に専属し、他の業務を一切兼務させないこととし、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集します。
 - 監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとします。
 - 監査役補助者は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人との定期的な意見交換に参加することができることとします。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができることとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告を行います。
 - 取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告します。
- ⑨ 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
 - 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞なく監査役に報告します。
 - 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができることとします。
- ⑩ 監査役職務の執行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が通常監査によって生ずる費用を請求した場合は速やかに処理します。通常監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当の役員に事前に通知するものとします。
- ⑪ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行います。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行います。
 - 監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行います。
 - 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができます。
 - 監査役は、定期的に内部監査グループと意見交換を行い、連携の強化を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取組は以下のとおりです。

① 取締役会の職務執行

取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。当事業年度、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍しました。

② 内部監査の実施

当事業年度、内部監査グループは内部監査計画に基づき、法令順守状況について業務監査を実施するとともに、当社の本社オフィス、仙台オフィス、福岡オフィス、日本子会社、米国子会社及び英国子会社の内部監査を実施し、代表取締役に報告を行いました。

③ 監査役の職務執行

監査役会を12回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査グループと連携した監査、当社グループの全部署の内部監査の状況の確認を通じて、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株 主 資 本 合 計	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	6,286	6,266	△8,246	4,306	110	110	4,416
連結会計年度中の変動額							
新株の発行	28,516	28,516		57,033			57,033
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△7,041	△7,041			△7,041
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					13	13	13
連結会計年度中の変動額合計	28,516	28,516	△7,041	49,992	13	13	50,005
当期末残高	34,803	34,783	△15,288	54,298	123	123	54,422

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 5社
連結子会社の名称
Mercari, Inc.
株式会社ソウゾウ
Mercari Europe Ltd
Merpay Ltd
株式会社メルペイ

株式会社メルペイは平成29年11月20日の新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

- ② 非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産

- 定率法(但し、建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

- ロ. 無形固定資産

- 自社利用のソフトウェア

- 自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- ③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金

- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金

- 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- イ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

- 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

- ロ. のれんの償却方法及び償却期間

- のれんについては20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

ハ. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

二. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 317百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 135,339,722株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 13,197,201株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は主に自己資金及び金融機関からの借入で賄っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、期日管理及び残高管理を行うなどリスクの低減に努めております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰りを確認するなどの方法により管理しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預金	109,157	109,157	—
② 売掛金	359	359	—
③ 未収入金	2,774	2,774	—
資産計	112,291	112,291	—
④ 短期借入金	1,000	1,000	—
⑤ 未払金	26,677	26,677	—
⑥ 未払費用	1,422	1,422	—
⑦ 未払法人税等	2,260	2,260	—
⑧ 預り金	2,223	2,223	—
⑨ 長期借入金(※1)	28,018	28,018	△0
負債計	61,602	61,602	△0

(※1) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預金、②売掛金、③未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

④短期借入金、⑤未払金、⑥未払費用、⑦未払法人税等、⑧預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑨長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金のうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	416
敷金	1,223

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 402円12銭

(2) 1株当たり当期純損失(△) △60円61銭

(注) 当社は、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。

6. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株の発行)

当社は、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに関連し、当社株主から当社普通株式を借受けた大和証券株式会社が売出人となり、当社普通株式2,840,500株のオーバーアロットメントによる売出しを行いました。このオーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先として第三者割当増資が行われました。

①発行する株式の種類及び数	当社普通株式	2,840,500株
②割当価格	1株につき2,865円	
③割当価格の総額	8,138百万円	
④増加した資本金 及び資本準備金の額	増加した資本金の額 増加した資本準備金の額	4,069百万円 4,069百万円
⑤割当先及び割当株式数	大和証券株式会社	2,840,500株
⑥払込期日	平成30年7月19日	
⑦資金の使途	連結子会社への投融資を含めた当社グループの運転資金及び借入金の返済に充当する予定であります。	

計算書類

株主資本等変動計算書（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
				繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	6,286	6,266	6,266	△6,481	△6,481	6,071	6,071
当期変動額							
新株の発行	28,516	28,516	28,516			57,033	57,033
当期純損失(△)				△8,428	△8,428	△8,428	△8,428
当期変動額合計	28,516	28,516	28,516	△8,428	△8,428	48,605	48,605
当期末残高	34,803	34,783	34,783	△14,910	△14,910	54,676	54,676

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法(但し、建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「前受金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度における「前受金」は47百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 253百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 2,419百万円

短期金銭債務 46百万円

(3) 偶発債務

米国子会社に関連して、親会社として当該子会社の事業を健全に管理し、当該子会社が負う債務を履行できるよう経営監督すること等を海外当局に対して誓約しております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 111百万円

営業費用 223百万円

営業取引以外の取引による取引高 18百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び総数

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 196百万円

未払費用 98

未払金 33

減価償却超過額 99

関係会社株式評価損 6,979

投資有価証券評価損 135

賞与引当金 173

貸倒引当金 176

その他 5

繰延税金資産小計 7,898

評価性引当額 △7,270

繰延税金資産合計 627

繰延税金資産の純額 627

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Mercari, Inc.	所有 直接100.0%	役員の兼任	出資 (注2)	14,406	—	—
子会社	Mercari Europe Ltd	所有 直接100.0%	役員の兼任	出資 (注2)	1,366	—	—
子会社	株式会社ソウゾウ	所有 直接100.0%	業務の受託 役員の兼任	業務の受託 (注3)	223	未収入金 (注4)	1,685
子会社	株式会社メルベイ	所有 直接100.0%	役員の兼任	出資 (注2)	1,200	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 出資については、当社が全額引き受けたものであります。

3. 子会社の事業実態と市場の実勢価格等を勘案して合理的に決定しております。

4. 株式会社ソウゾウへの未収入金に対し、当事業年度において432百万円の貸倒引当金繰入額及び貸倒引当金を計上しております。

5. Mercari, Inc.に関連して、親会社として当該子会社の事業を健全に管理し、当該子会社が負う債務を履行できるよう経営監督すること等を海外当局に対して誓約しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	403円99銭
1株当たり当期純損失(△)	△72円55銭

(注)当社は、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに関連し、当社株主から当社普通株式を借受けた大和証券株式会社が売出人となり、当社普通株式2,840,500株のオーバーアロットメントによる売出しを行いました。このオーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先として第三者割当増資が行われました。概要については、連結計算書類における「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

(子会社の増資)

当社は、平成30年7月19日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり子会社の増資の引受を行いました。

(1) 増資の目的

運転資金の拡充

(2) 増資の内容

増資額	3,000百万円
払込日	平成30年7月31日

(3) 増資した子会社の概要

名称	株式会社メルペイ
事業内容	決済事業
資本金の額	増資後の資本金:2,100百万円
持株比率	当社 100%

(重要な会社分割)

当社は、平成30年8月9日開催の取締役会において、平成30年12月1日(予定)を効力発生日として、当社の決済サービス事業に関して有する権利義務等の一部を、当社の完全子会社である株式会社メルペイ(以下「メルペイ」といいます。)に吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)により承継することにつき決議し、同日を以て契約を締結いたしました。

(1) 吸収分割の目的

当社は、金融関連の新規事業を行うことを目的に、平成29年11月20日に、当社の100%子会社としてメルペイを設立いたしました。メルペイは、「信用を創造して、なめらかな社会を創る」をミッションに、新たな決済手段の提供に留まることなく、当社の強みである技術力に加え、CtoCマーケットプレイス「メルカリ」に蓄積する膨大な顧客・情報基盤をもとに、新たな信用を生み出し、様々な金融サービスを提供していくことを目指しております。

この度、当社が保有する決済サービス事業の一部をメルペイに移転することによって、当社グループの提供する金融サービスのメルペイへの集約をより一層進め、従前以上にスピード感をもって、効率的に金融サービス事業の拡大を実現して参ります。

(2) 吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、メルペイを吸収分割承継会社とする吸収分割です。

(3) 吸収分割に係る割当の内容

本吸収分割に際して、メルペイから当社への株式の割当て、金銭その他の財産の交付はありません。

(4) 実施する会計処理の状況

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理することとしております。